

# 市区町村オーナー申請書

## 市区町村オーナー規約

本規約は、ミンゲキを普及する会(代表 風間智、以下「当団体」という)の市区町村オーナー(以下「オーナー」とよぶ)について定める。

### 第1条(目的)

当団体は、全国の各市区町村(政令指定都市は区とする)につき1名のみメンバーを定め、オーナーは地域のコンテンツホルダー発掘とサポートに尽力するものとする。

### 第2条(支援金)

オーナーは、登録地域について人口数1人あたり1円の支援金を登録時に支払うものとする。

### 第3条(特典)

オーナーは、登録地域を住所として登録したコンテンツホルダーが所有権を持つコンテンツについて、視聴者のMingeki支援カードによるポイント決済額から10%を収益として得ることができる。

### 第4条(有効期間)

- 前条に定める特典は、オーナー登録から5年間とする。
- 前項の期間終了後、特典によりオーナーの得た利益が本規約第2条に定める購入金額に満たない場合、特典の有効期間を1年間延長し、以後も同様とする。

### 第5条(イベントへの参加・協力)

オーナーは、以下のイベントに参加・協力し、他の会員と交流して親交を深めるものとする。

・地域の交流会(コンテンツホルダー祭り) ・オーナー会合

### 第6条(ホームページでの情報公開)

オーナーは名称(氏名)及び本人の希望する項目を当団体のホームページで公開可能とする。

### 第7条(転売)

オーナーは、当団体の許可を得て、オーナーの特典を当団体との契約で転売することができるものとする。その際、転売手数料を当団体に対して支払うものとする。

### 第8条(退会)

当団体は、オーナーが当団体の目的にそぐわないと判断した場合、いつでもオーナーを退会させられるものとする。その際に返金を行わないものとする。

以上の規約に同意し、ここに署名します。

※以下は全て必須項目です。

※裏面の会員規約にも同意のうえ、最下部の署名を行ってください

いずれかの記載がない書類は受付できかねます。

代理店名
紹介者名

申請日	年	月	日	コード	本部使用欄
-----	---	---	---	-----	-------

署名

登録地域	都道府県	市区町村	金額	円
------	------	------	----	---

支援金は以下の口座にお振込みください

PayPay銀行 本店営業部(001) 普通 5150051 カザマサトシ



代表 風間智

<https://8455.jp> [info@8455.jp](mailto:info@8455.jp)

〒096-0006 北海道名寄市東六条南一丁目57-58

第1条(会員)本規約は、すべての市区町村オーナー(以下オーナーとよぶ)に適用され、会員登録  
手続時および登録後にお守りいただく規約です。必ずお読み頂き、同意頂ける場合のみオーナー登録を  
お願いします。第2条(オーナー資格)本規約に同意の上、所定の入会申込みをされた方は所定の登録  
手続完了後にオーナーとしての資格を有します。オーナー登録手続は、オーナーとなるご本人が行って  
ください。代理による登録は一切認められません。なお、過去にオーナー資格が取り消された方やその他  
当団体が相応しくないと判断した方からのオーナー申込はお断りする場合があります。当団体は、利用登  
録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあり、その理由に  
ついては一切の開示義務を負わないものとします。(1)利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た  
場合(2)本規約に違反したことがある者からの申請である場合(3)反社会的勢力等である、または資  
金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢  
力との何らかの交流もしくは関与を行っているかと当団体が判断した場合(4)その他、当団体が利用登  
録を相当でないと判断した場合

第3条(入会条件および注意事項)入会は事前登録制とします。内部の  
情報を漏らさず秘密を厳守できる方のみ入会できます。運営および特定メンバーへの誹謗中傷、荒らし  
行為などコミュニティの秩序を大きく乱す行為があった場合は強制退会とさせていただきます。第4条(禁止事項)オーナーは本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。以下の行  
為が発覚・報告・通報された場合は通告なく即日退会処分となります。一度強制退会処置になった方の  
再入会はできません。(1)ネットワークビジネス・情報商材販売活動・宗教活動または各活動団体への  
勧誘行為(2)その他、当団体が不適切と判断する行為

第5条(本サービスの提供の停止等)当団体は、  
以下のいずれかの事由があると判断した場合、オーナーに事前に通知することなく本サービスの全部ま  
たは一部の提供を停止または中断することができるものとします。(1)本サービスにかかるコンピュータ  
システムの保守点検または更新を行う場合(2)地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、  
本サービスの提供が困難となった場合(3)コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合  
(4)その他、当団体が本サービスの提供が困難と判断した場合

当団体は、本サービスの提供の停止ま  
たは中断により、オーナーまたは第三者が被ったいかなる不利益または損害について、理由を問わず一  
切の責任を負わないものとします。

第6条(保証の否認および免責事項)当団体の過失(重過失を除き  
ます)による債務不履行または不法行為によりオーナーに生じた損害の賠償は、オーナーから当該損害  
が発生した年に受領した利用料の額を上限とします。当団体は、本サービスに関して、オーナーと他のオー  
ナーまたは第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

第7  
条(サービス内容の変更等)当団体はオーナーに通知することなく、本サービスの内容を変更または  
本サービスの提供を中止することができるものとし、これによってオーナーに生じた損害について一切の  
責任を負いません。

第8条(利用規約の変更)当団体は、必要と判断した場合には、オーナーに通知  
することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。

第9条(通知または連絡)オーナー  
と当団体との間の通知または連絡は、当団体の定める方法によって行うものとします。

第10条(準拠法・  
裁判管轄)本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。本サービスに関して紛争が生じた場  
合には、当団体の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

第11条(退会)オーナー  
が退会を希望する場合には、年度末までに当団体まで連絡するものとします。所定の退会手続の終了後  
に退会となります。退会手続を受け付けた期の年度末に退会処理となります。途中で退会した場合も  
返金はありません。ご了承ください。重複登録などを含めたお客様の責任による過失登録は、退会手  
続きのみを行い、返金を行わないものとします。

以上の入会規約に同意し、ここに署名します。

年 月 日